

# 教育

本報・特報

## 福岡県弁護士会による別題

◆小中高(主に高校生)向け  
 【差別と合理的区別】次の行為は憲法上、許されるか(第14条「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」に照らして判断)  
 <設問①> A君(14)は市民会館で市のイベントに参加中、近くのトイレに行こうとした。そこは女子トイレで、少し離れた男子トイレに行くように市探偵に注意された。男性だという理由で女子トイレの利用を認めなかった市探偵の行為は許されるか  
 <設問②> B君(16)は外交官にならなう夢があり、高校は国際関係の学科を希望したが、県内では県立女子高校だけ。Y女子校は男性だという理由で願書を受理しなかった。これは許されるか  
 <設問③> C君(17)は市役所の受付アルバイトに応募。市担当者が「受付担当として募集しているのは女性しか採用しない」と、C君が男性だという理由で不採用とした。これは許されるか

本報・特報

本報・特報

本報・特報

本報・特報

本報・特報

本報・特報

本報・特報

(肖像権の関係で掲載できません)

了也

## 男子の願書不受理の女子校 憲法上許されるか

福岡県弁護士会が、福岡県内の女子校に「男子の願書不受理は憲法上許されるか」という質問状を送り、各校に回答を求めた。各校は「男子の願書不受理は憲法上許される」と回答している。福岡県弁護士会が、福岡県内の女子校に「男子の願書不受理は憲法上許されるか」という質問状を送り、各校に回答を求めた。各校は「男子の願書不受理は憲法上許される」と回答している。

福岡県弁護士会が、福岡県内の女子校に「男子の願書不受理は憲法上許されるか」という質問状を送り、各校に回答を求めた。各校は「男子の願書不受理は憲法上許される」と回答している。

福岡県弁護士会が、福岡県内の女子校に「男子の願書不受理は憲法上許されるか」という質問状を送り、各校に回答を求めた。各校は「男子の願書不受理は憲法上許される」と回答している。

## 弁護士が出前 議論深める

福岡県弁護士会が、福岡県内の女子校に「男子の願書不受理は憲法上許されるか」という質問状を送り、各校に回答を求めた。各校は「男子の願書不受理は憲法上許される」と回答している。

福岡県弁護士会が、福岡県内の女子校に「男子の願書不受理は憲法上許されるか」という質問状を送り、各校に回答を求めた。各校は「男子の願書不受理は憲法上許される」と回答している。

福岡県弁護士会が、福岡県内の女子校に「男子の願書不受理は憲法上許されるか」という質問状を送り、各校に回答を求めた。各校は「男子の願書不受理は憲法上許される」と回答している。

新学習指導要領で今年度から導入  
 法教育 模索始まる

法教育

福岡県弁護士会が、福岡県内の女子校に「男子の願書不受理は憲法上許されるか」という質問状を送り、各校に回答を求めた。各校は「男子の願書不受理は憲法上許される」と回答している。

福岡県弁護士会が、福岡県内の女子校に「男子の願書不受理は憲法上許されるか」という質問状を送り、各校に回答を求めた。各校は「男子の願書不受理は憲法上許される」と回答している。

福岡県弁護士会が、福岡県内の女子校に「男子の願書不受理は憲法上許されるか」という質問状を送り、各校に回答を求めた。各校は「男子の願書不受理は憲法上許される」と回答している。